

監査意見書

令和3年5月26日

学校法人 秋葉学園
理事長 秋葉英一

監事 徒藤
監事 田村



私たちは、私立学校法第37条、学校法人秋葉学園寄付行為第36条の規定に基づき、学校法人秋葉学園の財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行った。

監査の結果、学校法人秋葉学園の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2年度の財務諸表は学校法人会計基準に準拠しており、財政状況は適正に表示されているものと認めた。また、理事の業務執行については諸規定に準拠しており、適正妥当であると認めた。

以上